

基幹統計調査の承認の状況

(令和2年1月1日～令和2年1月31日分)

令和2年3月16日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
法人企業統計調査	財務大臣	承認事項の変更 調査計画に引用している法律の名称等が改正されたことに伴い、当該部分の記載振りを変更。	R2.1.14
科学技術研究調査	総務大臣	承認事項の追加 報告を求める事項に「法人番号」を追加。	R2.1.20
住宅・土地統計調査	総務大臣	承認事項の変更 平成30年調査の集計事項について、以下(1)～(9)のとおり変更 (【】内は集計事項名) (1) 集計内容の変更(表章地域区分の追加) 本来作成を予定していた「市区別表章」が計画から漏れていたため追加【住宅の建て方, 構造別賃貸用の空き家数】 (2) 一部統計表の公表早期化 2年以内に公表とすることとしていたところ1年以内に公表可能となったことから、公表を早期化【住宅の種類, 住宅の所有の関係, 建て方, 構造, 省エネルギー設備等別住宅数】【住宅の種類, 住宅の所有の関係, 建築の時期, 省エネルギー設備等別住宅数】 【世帯の種類, 住宅の所有の関係, 家計を主に支える者の従前の居住地別平成26年以降現住居に入居した普通世帯数(大都市圏一特掲) <乙>】 (3) 集計項目名の訂正 「設備状況」という集計項目名を集計内容に合わせて「台所の	R2.1.20

形」にそれぞれ修正【住宅の種類・住宅の所有の関係・建て方、構造・建築の時期、台所の型別住宅数（エレベーターのある非木造の共同住宅数、非木造の高齢者対応型共同住宅数—特掲）】【住宅の建て方、台所の型別高齢者主世帯が居住する住宅数】

（４）集計項目名の訂正及び統計表の削除

「高齢者等のための設備状況別住宅数」「省エネルギー設備等別住宅数」の２表が完全に重複することから、後者を削除した上で、「設備状況」という集計項目名を集計内容に合わせて「台所の形」に修正【住宅の種類、構造、建て方、延べ面積、台所の型別住宅数】

（５）集計内容の変更（表章地域区分の削除）

本来予定していなかった「市区別表章」「町村別表章」を行うよう計画に誤記載していたため、これらを計画から削除【都市計画の地域区分、居住世帯の有無、公共下水道の有無別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類別世帯数及び世帯人員】

（６）重複した集計項目の削除

集計項目「最寄りの交通機関までの距離」を重複記載していたため削除【居住世帯の有無、敷地に接している道路の幅員・最寄りの交通機関までの距離・幅員６メートル以上の道路までの距離・医療機関までの距離・公園までの距離・公民館・集会所までの距離・緊急避難場所までの距離・老人デイサービスセンターまでの距離・郵便局・銀行までの距離・最寄りの保育所までの距離・最寄りの小学校までの距離・最寄りの中学校までの距離別空き家数並びに一時現在者のみの住宅数及び建築中の住宅数】

		<p>(7) 集計項目の削除及びそれに伴う統計表の追加 「隣地に接している道路の幅員別の世帯数」を集計対象としていたが、本来住宅数を集計対象とすべきであったため削除し、住宅数に係る統計表を追加【住宅の種類、建築の時期、専用住宅の所有の関係、敷地に接している道路の幅員別住宅数】【建築の時期、敷地に接している道路の幅員別住宅数】</p> <p>(8) 統計表の統合 本来「住宅及び土地の所有状況」に関する統計表とすべきところ「住宅の所有状況」「土地の所有状況」に分割してしまったため両表を統合【家族類型・世帯の種類、1人当たり居住室の畳数、住宅・土地の所有状況別普通世帯数<乙>】【家計を主に支える者の年齢・従業上の地位・世帯の年間収入階級、住宅・土地の所有状況別普通世帯数<乙>】</p> <p>(9) 統計表の追加・削除 本来新規に作成予定だった1表が計画から漏れていたため追加【住宅の所有の関係、建築の時期、公共下水道の有無別住宅数】また、削除予定だった1表が計画から削除漏れとなっていたため削除【家計を主に支える者の年齢・従業上の地位・世帯の年間収入階級・現住居の所有の関係、現住居以外に所有する住宅の延べ面積別現住居以外の住宅を所有する普通世帯数（住宅に同居する1人の準世帯一特掲）<乙>】</p>	
石油製品需給動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の追加・変更 ① 報告者負担の軽減等のため、本社等一括調査方式を導入。 ② 母集団情報の更新に伴う報告者数の変更。 これまでの民間事業者への業務委託の実態を踏まえ、内容を調査計画に明記するとともに、調査組織に「民間事業者」を追記。	R2.1.23

<p>学校基本調査</p>	<p>文部科学大臣</p>	<p>令和2年度からの調査の実施に当たり、以下について変更</p> <p>(1) 調査事項の変更</p> <p>ア) 関係法令上の規定の表記に合わせるため、調査事項の名称を「二部授業の学級数・生徒数・教員数」から「夜間その他特別な時間において授業を行っている学級数・生徒数・教員数」に変更【学校調査票（中学校及び義務教育学校）】</p> <p>イ) 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）の課題に対応するため、①「本務者のうち休職等教員数」を把握する調査事項における男女別人数の追加及び休職等理由区分への「介護休業」の追加【学校調査票（小学校）】、②卒業者のうち就職者の雇用契約期間別（有期・無期）の追加【卒業後の状況調査票（義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学、大学院を含む。）及び高等専門学校）】</p> <p>(2) 集計事項の変更</p> <p>学校調査（中学校及び義務教育学校）に係る集計事項として、「夜間その他特別な時間において授業を行っている学級数、生徒数及び教員数（公立）」を追加</p>	<p>R2.1.30</p>
---------------	---------------	--	----------------

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。